

農地中間管理事業の推進に関する基本方針

令和 7 年 12 月
山 口 県

農業者の減少や高齢化が進む中、本県農業が持続的に発展できるように、農地中間管理機構（以下「機構」という。）を設置して農地の集積・集約化を促進し、中核経営体等の効率的かつ安定的な経営体が地域農業の相当部分を担う生産構造を実現する。

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

(1) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

区分	基準年 (令和 7 年度) 2025 年度	5 年後 (令和 12 年度) 2030 年度	10 年後 (令和 17 年度) 2035 年度
地域計画の農用地等面積 (①)	36,000 ha	36,000 ha	36,000 ha
うち担い手が利用する面積 (②)	12,468 ha	21,400 ha	28,800 ha
②/①	34.6%	60.0%	80.0%

注 1) 担い手の定義は、国の定義に準じ、①認定農業者（農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」という。）第 12 条第 1 項に基づき、市町から経営改善計画の認定を受けた経営体）、②認定新規就農者（基盤法第 14 条の 4 に基づき、市町から青年等就農計画の認定を受けた経営体）、③集落営農組織、④基本構想水準到達者（年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して、基盤法第 6 条に規定する農業経営基盤強化促進基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる個人又は法人）とする。

注 2) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の面積の目標には、基幹的作業（水稻については耕起・代かき・田植え・収穫、その他作物については耕起・播種・収穫及びこれらに準ずる作業）を 3 作業以上実施している農作業受託面積を含む。

(2) その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

県内各地域において策定される地域計画の実現に向けて、農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 3 項に規定する農地

中間管理事業を活用し、当該地域の担い手等が利用する農用地の分散錯ほ等の状況を解消し、連たん化・団地化を進めることで、担い手等の大規模化及び生産の効率化・高度化を図る。

(3) 農地中間管理事業による活用目標

単年度の機構活用目標は、1,485ha とする。

2 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

(1) 機構を担い手等への農地の集積・集約化を進める中核的な事業体として位置付け、市町や農業委員会をはじめ山口県農業協同組合（山口県農業協同組合中央会）、一般社団法人山口県農業会議、山口県土地改良事業団体連合会等の関係団体との連携を密にし、関係者が一体となって効率的かつ効果的に事業を推進する。

(2) 地域の話合いを基に各市町で策定された地域計画の実現に向け、担い手等への農地の集積・集約化を進めていく。

3 1の目標を達成するために必要な次に掲げる事項

(1) 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項

- ①機構は、市町に対して、農用地利用集積等促進計画の作成に関する協力を求めるとともに、必要な業務を委託する。
- ②機構は、市町から提出される農用地利用集積等促進計画の案や農業委員会からの要請等に基づき、農用地利用集積等促進計画を作成するものとする。
- ③機構は、地域計画の実現に資するよう各地域に農地集積推進員を配置し、市町や農業委員会等と連携し、当該計画に沿った農地の円滑な利用調整を行う。

(2) 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進するための施策に関する事項

地域計画の実現に向けた取組過程において、地域の関係者に対し機構の活用方法等について周知徹底する。

(3) 地方公共団体、機構、株式会社日本政策金融公庫等の連携及び

協力に関する事項

県と機構が中心となって、市町や農業委員会、公庫、その他、農業関係団体及び経済関係団体との密接な連携・協力の下に事業を推進する。

4 その他農地中間管理事業の推進に関し必要な事項

農地中間管理事業は、地域計画の実現に向けた取組と一体的に推進するものであるため、地域計画の策定主体である市町を中心に、農業委員会、機構、山口県農業協同組合（山口県農業協同組合中央会）、一般社団法人山口県農業会議、山口県土地改良事業団体連合会等の関係者が連携して地域計画の作成やその実現に向けた支援体制を構築する。

また、農地の利用集積の推進に関する各種助成制度等を積極的に活用して、農地中間管理事業を効率的に推進する。